

愛知県保険医協会 学生会員ニュース No.73

発行：愛知県保険医協会

住所：〒466-8655名古屋市昭和区妙見町19-2

TEL：052-832-1345 FAX：052-834-3512

ホームページ <https://aichi-hkn.jp/> e-mail aichi-hkn@doc-net.or.jp

【学生会員のみなさんへ】

名古屋市内では桜が開花しました。朝晩はまだまだ寒いですので、もう少し暖かくなるといいですね。新型コロナウイルス感染症が一刻も早く収束し、感染拡大前の生活に戻ることができることも願っています。今回は4月からの診療報酬改定について取りあげました。ぜひご覧ください。



診療報酬とは保険診療の対価

診療報酬とは、保険診療の医療行為等の対価として保険医療機関に対して支払われる報酬のことです。診療報酬点数表に基づいて計算され、1点=10円です。みなさんが将来医師、歯科医師になって行う医療行為には、算定できる点数やルールが決まっています。例を挙げると内科の初診料は288点で2,880円、歯科の初診料は261点で2,610円です。診療報酬は国が定めており、基本的に同じ医療行為を行えば日本全国で同じ診療報酬が支払われます。

5回連続のマイナス改定

診療報酬は2年ごとに改定されます。2022年4月の改定については、診療報酬全体（ネット改定率。薬価等含む）の改定率はマイナス0.94%と、消費税対応を除いては5回連続のマイナス改定となりました。（右表参照）

診療報酬本体改定率の推移

年度		2016年度	2018年度	2020年度	2022年度
ネット改定率		-1.43%	-1.24%	-0.46%	-0.94%* (-1.14%)
本体改定率	全体	0.49%	0.55%	0.47%	0.23%
	内科	0.56%	0.63%	0.53%	0.26%
	歯科	0.61%	0.69%	0.59%	0.29%
	調剤	0.17%	0.19%	0.16%	0.08%

技術料に關与する診療報酬の本体改定率は、看護の処遇改善の0.20%、不妊治療の保険適用0.20%など特別に用途を定めたものを除くと、0.23%（内科0.26%、歯科0.29%、調剤0.08%）の引き上げとなりました。しかし、薬価等で1.37%の引き下げとなるため、トータルではマイナスとなっています。薬価引き下げの財源が本体改定部分に回されず、本体改定率の引き上げはわずかであり、医療機関の経営と医療従事者の待遇改善につながる改定とは到底言えません。

医療の質を担保するには大幅引き上げが必要

診療報酬は、保険診療の質と量そのものを規定するものであり、国民に安心・安全な医療提供を保障するためには、十分な財源の確保が必要です。また、安定的な地域医療の継続に不可欠な原資となるもので、診療報酬の引き下げは地域医療の崩壊を招きかねません。新型コロナウイルス感染症の感染対策を取りながら医療を提供するためには、これまで以上に手間や費用がかかります。保険医協会は、医療従事者の人件費を保障し医療の質を担保するために、診療報酬の大幅引き上げを強く求めています。

学生会員ニュースの
バックナンバーはこ
ちらから ↓



学生会員ニュースバックナンバーはこちら